

第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務委託仕様書

1 業務名称

第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務

2 業務の目的

和光市において、廃棄物の減量及び資源循環の促進を図るため平成25年3月に「第五次和光市一般廃棄物処理基本計画（以下、「現行計画」という。）」を策定し、各種施策の推進と進捗管理を行っているところであるが、現行計画の最終目標年度は令和4年度であり、昨今の社会情勢の変化も踏まえた改定が必要な状況である。また、中間処理施設である和光市清掃センターの老朽化への対応から、平成30年8月に締結された「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」に基づき、およそ2年間の協議検討期間を経て、令和2年5月には広域処理の枠組みを定めた「ごみ処理広域化基本構想」が策定され、同年10月に両市により設置された朝霞和光資源循環組合において、令和10年度の稼働を目指し、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみの中間処理を対象とした共同処理施設の整備に向けた検討が開始されたところである。

そこで、本業務では、本計画期間中に中間処理体制が一部広域処理への移行することを念頭に置き、「第四次循環型社会形成推進基本計画」やその他関連法・関連計画等に示される方針を踏まえ、「和光市環境基本計画」等の関連計画とも整合を図りながら、広域処理に向け本市が取り組むべき課題検討を行い、「第6次和光市一般廃棄物処理基本計画」を策定することを目的とする。

また、将来において、本市が地震や台風等の災害に直面した場合に、災害により発生した廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施し、速やかな復旧・復興を進めるため、災害廃棄物に関して予測される事態への対応策、災害廃棄物処理の手順をあらかじめ定めるとともに、災害発生に備えて平時から取り組んでおくべき事項を整理した「和光市災害廃棄物処理計画」を併せて策定することも目的に含め、本市の災害対応力の向上に資するものとする。

3 業務期間

契約締結日から令和5（2023）年3月15日まで

（2か年度の債務負担行為を設定）

4 業務内容

（1）一般廃棄物処理基本計画の策定

ア アンケート調査

無作為抽出した一般家庭及び事業所を対象にごみ排出実態を調査するアンケートを作成・実施し、結果をとりまとめる。なお、アンケート項目案の作成に当たっては、広域処理施設の整備主体である朝霞和光資源循環組合との意見交換を踏まえ、必要に応じて、広域処理施設の整備に関する事項についても含めて行うものとする。

対象数は以下のとおり。(アンケートの送付先の抽出及び郵送は市が行う)
一般家庭：2,000 世帯
事業所：200 事業所

イ 市を取り巻く社会経済的状況の整理

現行計画期間に生じた社会経済的変化(新型コロナウイルス感染拡大や少子高齢化など)に加え、和光市の人口動態、産業の動向、国・埼玉県・和光市及び朝霞和光資源循環組合の各種計画に示される今後生じうる社会経済的変化の状況を整理する。

ウ 広域処理体制への移行に伴う課題整理

「ごみ処理広域化基本構想」に示された広域処理体制への移行に伴い、市で対応が必要になる課題と方策について整理する。

エ 計画の進捗状況整理

(ア) 一般廃棄物の排出量・処理量に関する評価

過去10年間の人口・ごみ量・ごみ量内訳・ごみ質組成分析・資源物回収量・資源物回収量内訳・資源化率、生活排水処理の現状等について整理を行い、現行計画の目標達成状況に関する評価を行う。

(イ) 施策の実施状況に関する整理・分析

過去10年間に実施した現行計画の施策の実施状況を整理・分析する。

(ウ) ごみ処理システムの現状評価

現状のごみ処理システム(ごみ・資源に関する分別区分や頻度、回収場所等)、処理の流れ、実施主体、処理経費等について整理を行い、現行計画策定時の状況を踏まえた現状の評価を行う。

オ 将来ごみ量の予測

イ、エで整理した一般廃棄物の排出量をもとに、現状のまま推移した場合の将来的なごみ量を推計する。推計にあたっては、和光市の他の関係計画等と整合を図るものとする。

カ 課題の整理

上記のア～オで整理・評価・推計した内容を踏まえ、現行計画における取組を踏まえた課題及び今後発生することが考えられる課題を抽出・整理する。

キ 次期計画の基本的方向性の検討

(ア) 基本理念・基本方針の検討

関係計画等と整合を図りつつ、地域特性を勘案した基本理念・基本方針を検討する。

(イ) 数値目標項目の検討

基本理念・基本方針を踏まえ、本計画の数値目標項目を検討する。

(ウ) 数値目標の立案

数値目標項目と将来ごみ量の予測等を勘案し、実現性等も考慮した数値目標を立案する。

なお、数値目標の立案に当たっては、「ごみ処理広域化基本構想」及び、令和2年11月に策定した「朝霞和光資源循環組合循環型社会形成推進地域計画」の内容との整合を図る。

(エ) ごみ減量・資源化促進に向けた推進施策の検討

基本理念・基本方針・数値目標等を踏まえ、市民・事業者・行政等の役割を考慮した具体的な施策を検討する。

ク 計画素案の検討及び作成

「一般廃棄物処理基本計画策定指針（平成28年9月、環境省）」、「生活排水処理基本計画策定指針（平成2年10月8日、衛環200号）」、「ごみ処理広域化基本構想」で示された方針等を踏まえ、以下の項目・内容を含んだ一般廃棄物処理基本計画を作成する。

なお、一般廃棄物処理基本計画の構成は市と協議の上、決定する。

(ア) 基本的事項

計画の趣旨、位置付け、期間、広域的な取組、和光市の概況等の基本事項について取りまとめる。

(イ) ごみ処理基本計画

① ごみ処理の現状

ア～キの検討結果を踏まえ、ごみ処理の状況及び課題、ごみ処理行政の動向等について取りまとめる。

② ごみの発生量及び処理量の見込み

ア～キの検討結果を踏まえ、ごみの発生量及び処理量の見込みについて取りまとめる。

③ ごみの減量化のための方策に関する事項

現状や将来的展望を踏まえたごみの減量化のための方策について、市民・事業者・行政等のそれぞれにおいて講ずべき方策を取りまとめる。

④ 食品ロスの削減

食品ロスに係る関係法令や計画に基づき、市が取り組むべき課題や対策を取りまとめる。

⑤ 不法投棄物の削減

不法投棄物の処理量の推移を踏まえ、対策を取りまとめる。

⑥ ごみの種類及び分別の区分

「ごみ処理広域化基本構想」で示された方向性や、社会情勢を背景とした将来的展望を踏まえ、再生利用を推進する観点等から分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分を取りまとめる。

⑦ ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法（収集運搬・中間処理・最終処分）及び当該処理方法ごとの処理主体を取りまとめる。なお、令和10年度より可燃ごみ及び不燃・粗大ごみの広域処理が開始されることから、合わせて整理するものとする。

⑧ ごみ処理施設の整備に関する事項

施設の種類毎に施設能力、処理方法等を取りまとめる。また、令和10年度から予定している広域処理に含まれないごみ種に関する中間処理等の体制整備に関する事項についても合わせて検討を行い、本計画において整理するものとする。

⑨ その他ごみの処理に関し必要な事項

③～⑧で取りまとめた事項のほか、適正なごみ処理体制の維持・推進及び円滑なごみ広域処理体制への移行に当たり 必要な事項について検討し取りまとめる。また、ごみの有料化に関する検討を行い、廃棄物減量等推進審議会での審議を踏まえ、市としての方向性を整理する。

(ウ) 生活排水処理基本計画

① 生活排水処理の現状

生活排水処理の状況及び課題について取りまとめる。

② 生活排水処理の将来見通し

①の結果を踏まえ、生活排水処理の将来見通しについて検討し、生活排水処理に係る理念や目標、生活排水処理施設整備の基本方針、目標年次等について取りまとめる。

③ 生活排水処理体制に係る事項

生活排水処理に関する和光市の関連計画との整合を図った上で、生活排水処理の収集運搬・処分等の事項について取りまとめる。

④ その他生活排水の処理に関し必要な事項

③で取りまとめた事項のほか、適正な生活排水処理体制の維持・推進に当たり必要な事項を取りまとめる。

ケ 意見交換会・パブリックコメントの支援

計画策定に際し実施する住民向けの意見交換会や作成した素案のパブリックコメントに関し、意見の集計・整理等を行い、回答案を検討する。また、回答案等を踏まえた素案の修正を行う。

なお、意見交換会は1か年度目に開催することとし、パブリックコメントは2か年度目に実施する。

コ 廃棄物減量等推進審議会の支援

(2) 和光市災害廃棄物処理計画策定業務

ア 基礎検討

(ア) 基礎データの整理

① 地勢・人口・産業構造等の把握

市の地勢、人口動態、産業構造、インフラ等の状況について把握したうえで、災害発生時の廃棄物処理への影響を予測する。

② 地域防災計画の記述内容

本市及び県の地域防災計画から、想定される災害と廃棄物処理の方針について把握する。

③ 廃棄物処理関連施設の現状把握

市所管の廃棄物処理施設の災害対応力について把握するとともに、近隣市町村の廃棄物処理施設、民間の廃棄物処理施設の活用の可能性を検討する。また、仮設トイレの備蓄状況について把握し、追加必要量について検討する。

(イ) 災害廃棄物発生量の推計

① 発生量原単位の精査

地域防災計画等において想定される災害に対応した災害廃棄物発生量の原単位について適切に整理する。

② 発生量の推計

①で検討した適切な原単位を用い、被害に対応する災害廃棄物発生量の推計を行う。なお、推計量は、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材の種別ごとに行う。また、避難所から発生するごみについても推計を行う。

(ウ) 既存処理施設の能力推計

① 試算条件の検討

既存処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場）を用いて災害廃棄物を処理する場合の質的、量的な制約条件について検討する。

② 試算シナリオの設定

①で検討した制約条件を考慮し、既存処理施設での処理可能量試算のシナリオ設定を行う。

③ 推計の実施

②で設定したシナリオに基づき、既存施設での災害廃棄物処理可能量の推計を実施する。

イ 計画素案の検討及び作成

基礎検討した内容に基づき災害廃棄物処理計画を策定する。計画の策定は、「災害廃棄物対策指針」に示された内容に準拠しつつ、国立環境研究所のWebサイト「災害廃棄物情報プラットフォーム」等を参考に、過去の災害の教訓を十分に踏まえるとともに、最新の知見を取り入れ、以下の構成により行うものとする。

(ア) 平時対応

① 組織体制と指揮命令系統の明確化

災害廃棄物処理を担当する組織体制を明示し、災害時に設置される市の対策本部との関係について明確に位置づける。

② 公的機関相互の連携協力体制の確立、確認

県、近隣市町村、友好市町村、警察、国の機関など、他の公的機関との災害廃棄物に関する連携についての取り決め内容について整理し記述する。

③ 民間団体との連携協力体制の確立、確認

災害廃棄物処理に必要な機材、施設を所有する民間の業界団体等との連携協力に関する取り決め状況、内容について整理し記述する。

④ 職員の教育訓練、研修の実施

災害廃棄物処理に関する基礎知識や災害発生時の廃棄物担当職員の役割についての教育

訓練、研修の実施について定める。

⑤ 資機材の備蓄

仮設トイレの配備必要数と、設置、維持管理に関する役割分担を定める。加えて、災害廃棄物処理に関して調達が必要となる資機材についてリスト化する。

⑥ 仮置場候補地の選定、確保

災害廃棄物を発生場所から撤去し、地域ごとに集積する一次仮置場について、候補地をリストアップする。候補地の選定にあたっては空地面積のみでなく、管理運営上必要な事項を勘案する。二次仮置場については、一次仮置場と同様の配慮事項に加え、一定期間にわたる選別施設の稼働、運搬車両による廃棄物の搬出入があることを前提に、一次仮置場及び選別処理後の処理先との位置関係も踏まえて候補地を選定する。

⑦ 廃棄物処理施設の災害対応力強化

廃棄物処理関連施設の現状把握で把握した市所管の廃棄物処理施設の災害対応力を強化するための方策について検討整理したうえで実行目標を記述する。

⑧ 気候変動適応策の検討

気候変動適応の観点から今後地域で起こりうる災害について整理し、災害廃棄物に関する気候変動適応策について記述する。

⑨ 災害廃棄物処理負担軽減のための施策連携

市が実施する建築物の耐震化、浸水防除対策等の防災・減災対策の進捗が災害廃棄物処理の負担軽減に資する効果について整理し記述する。

⑩ 定期的見直し

災害廃棄物処理計画を常時有効に機能させるため、定期的な見直しが必要な項目とその適当な期間について、市の廃棄物処理計画と整合を取りつつ定める。

(イ) 緊急時対応

① 初動行動

勤務時間内外での災害発生を想定し、それぞれの場合の廃棄物処理担当職員の基本行動を災害廃棄物処理に係る初動対応のポイント「かきくけこ」に則って規定する。

② 対応組織と役割分担

組織体制と指揮命令系統の明確化で整理した災害廃棄物処理にあたる組織体制、役割分担について、特に初動時に必要な緊急的業務について具体的かつ明確に位置づける。

③ 情報収集整理

災害廃棄物処理の戦略検討、実行計画の策定に必要な情報を整理したリストを作成する。

④ 避難所ごみ・し尿

災害発生直後、特に迅速な対応が必要な避難所ごみの収集・処理体制について方針を整理し記述する。

⑤ 排出ルールと住民広報

災害廃棄物の排出ルールと分別区分に関する方針を検討・整理する。特別な排出区分の設定は極力避け、便乗ゴミの排出自粛を呼びかける。また、災害ボランティアへの分別徹底の啓発についても規定する。

(ウ) 復旧・復興時対応

① 災害廃棄物の処理フロー

基礎検討で実施した検討結果を用い、被害状況に応じて過去の災害事例を参考に災害廃棄物の基本処理フローを構築する。

② 収集運搬体制

がれきの収集運搬に必要な資機材と体制を整理するとともに、収集運搬にあたっての配慮事項を整理し記述する。

③ 家屋解体撤去

家屋解体撤去を災害廃棄物処理事業で行う場合必要となる、所有者同意、貴重品取り出し、解体業者への分別徹底指示、アスベスト等への留意事項について整理する。

④ 仮置場の管理運営

仮置場の設置運営に関して対応が必要な事項と留意事項について具体的に整理する。

⑤ 地域特性のある廃棄物対策

地域で大量に発生が予想される、特別な性状の廃棄物について、その処理処分方法について整理し記述する。

⑥ リサイクルの促進

分別後の災害廃棄物の種類ごとにリサイクルの受入先と受入可能量について整理し、リサイクル目標を設定する。

⑦ 自区域内処理施設で処理できない廃棄物対策

市内の処理施設では処理できない災害廃棄物について、処理ルートを検討・整理し記述する。

⑧ 要管理物・有害物質への対応

災害廃棄物の中から発見された思い出の品に関して、その取扱い方法を整理し記述する。また、災害廃棄物中のPCB、危険物、毒劇物についてもその管理と取扱いに関する注意事項を整理し記述する。

5 成果品

(1) 一般廃棄物処理基本計画策定に向けた基礎調査（1か年度目を想定）

ア 一般廃棄物処理基本計画策定に向けた基礎調査報告書：

10部（A4用紙100ページ程度、モノクロ印刷）

イ 一般廃棄物処理基本計画策定に向けた基礎調査報告書〔資料編〕：

10部（A4用紙200ページ程度、モノクロ印刷）

ウ 上記、ア及びイの電子データ一式：1部

※ 電子データは、CD-Rに記録して納品すること。電子ファイルの形式は、ワード・エクセル・PDF・JPEGとし、その他のファイル形式を用いる場合は協議の上、決定すること。

(2) 一般廃棄物処理基本計画の作成（2か年度目を想定）

ア 第6次和光市一般廃棄物処理基本計画：

200部（A4用紙100ページ程度、カラー印刷）

イ 第6次和光市一般廃棄物処理基本計画〔概要版〕：

200部（A3中綴じ（2枚）、カラー印刷）

ウ 上記、ア及びイの電子データ一式：1部

※ 電子データは、CD-Rに記録して納品すること。電子ファイルの形式は、ワード・エクセル・PDF・JPEGとし、その他のファイル形式を用いる場合は協議の上、決定すること。

（3）和光市災害廃棄物処理計画の作成

作成する災害廃棄物処理計画は、実施した業務内容をもとにする本編とともに、発生量推計方法、仮置場候補地リスト、応援協定の文面、市が事務手続きを行う上で必要となる法令や計画等をあわせて資料編として添付するものとする。加えて、作成した災害廃棄物処理計画の内容を要約した「概要版」を作成する。

ア 和光市災害廃棄物処理計画の基礎検討の報告書

1部

イ 和光市災害廃棄物処理計画印刷製本

20部（A4用紙 50ページ程度 カラー印刷）

ウ 和光市災害廃棄物処理計画〔概要版〕

50部（A4用紙 カラー印刷）

エ 上記、ア～ウの電子データ一式：1部

※ 電子データは、CD-Rに記録して納品すること。電子ファイルの形式は、ワード・エクセル・PDF・JPEGとし、その他のファイル形式を用いる場合は協議の上、決定すること。